

第5回 南白亀川流域委員会 速 記 錄

平成18年1月

南白亀川流域委員会事務局

目 次

1、開会挨拶	1
1、委嘱状の交付、委員紹介	2
1、委員長挨拶	3
1、配付資料確認と議事の進行手順について	3
1、議 事	
(1) 規約改正について	4
(2) 整備計画立案までのながれについて	6
(3) 第4回委員会における意見の確認	6
(4) 河川整備計画（素案）について	9
(5) 委員からの個別意見に関する意見交換	9
(6) 事業の費用対効果について	30
1、その 他	34
1、閉 会	35

開会挨拶

○司会 定刻となりましたので、ただいまから第5回南白亀川流域委員会を開催させていただきます。

なお、白子町町長の林様は議会の関係でおくれていますが、始めてよいとのことですので、始めさせていただきます。

本日は、皆様、お忙しい中をお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます千葉県長生地域整備センターの齊藤と申します。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、お手元の議事次第に沿って進めさせていただきます。

まず初めに、事務局である長生地域整備センター所長、清田より御挨拶申し上げます。

○清田長生地域整備センター所長 おはようございます。ただいま御紹介いただきましたセンター所長の清田でございます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、また、雪の降る足元の悪い中、本委員会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。

委員の皆様方には日ごろより河川行政の推進に御支援、御協力を賜っておりますこと、本席をおかりし、厚く御礼申し上げます。

さて、南白亀川の河川整備計画につきましては、昨年3月19日に第4回流域委員会を開催し、主に利水と環境について委員の皆様方より貴重な御意見をいただいたところでございます。その後、4名の委員の方々から個人的な意見をいただきました。

そこで、今回は第4回の意見の確認と、これまでの委員長の御指導のもとで河川整備計画の素案を作成いたしました。本日皆様方に御説明をし、御意見を伺うこととしております。

また、本整備計画の費用対効果についてもあわせて提示させていただいておりますので、忌憚のない御意見をお願いしたいと思っております。

最後になりましたが、南白亀川の河川整備計画が地域の特色を生かしたよりよい計画になりますよう、今後とも皆様方の御協力をお願い申し上げまして、まことに簡単でござい

ますが、挨拶にかえさせていただきます。

本日はよろしくお願ひいたします。

委嘱状の交付、委員紹介

○司会 続きまして、委嘱状の交付ですが、本来は委員の皆様方お1人ずつにお渡しするところですが、時間の関係上、事前にお手元に配付させていただきましたので、御確認をお願いします。

続きまして、本日の御出席の委員の方々を御紹介させていただきます。なお、委員の方々の紹介は名簿順にさせていただきます。

初めに、本会の委員長であります東京工業大学教授の石川様でございます。

○石川委員長 石川でございます。よろしくお願ひいたします。

○司会 千葉県野鳥の会代表の富谷様でございます。

○富谷委員 富谷です。よろしくお願ひします。

○司会 元茂原土地改良事務所長の岡澤様でございます。

○岡澤委員 岡澤です。よろしくお願ひします。

○司会 元茂原市立豊岡小学校長の中村様でございます。

○中村委員 中村です。よろしくお願ひします。

○司会 長生郡市広域市町村圏組合消防団第3支団長の富田様でございます。

○富田委員 富田です。よろしくお願ひします。

○司会 小中川をきれいにする会会員の大村様でございます。

○大村委員 大村でございます。よろしくお願ひします。

○司会 白子町観光協会長の長島様でございます。

○長島（俊）委員 長島です。よろしくお願ひします。

○司会 南白亜川漁業協同組合代表理事組合長の長島様でございます。

○長島（幸）委員 長島です。よろしくお願ひします。

○司会 東金市長志賀様の代理で助役の濱邊様でございます。

○志賀委員（代理 濱邊） 濱邊です。よろしくお願ひします。

○司会 大網白里町町長、堀内様でございます。

○堀内委員 よろしくお願ひいたします。

○司会 長生村長、石井様でございます。

○石井委員 石井です。よろしくお願ひします。

○司会 なお、追浜高等学校の宮本様は学校行事により、また茂原市長の石井様は議会の関係で本日欠席となっております。また、大網白里町元婦人会長の山田様は体調の都合で急遽欠席となっております。

以上で委員の方々の紹介を終わらせていただきます。

次に、事務局の紹介ですが、お手元の座席表にて紹介にかえさせていただきます。

委 員 長 挨 拶

○司会 それでは、ここで当委員会の委員長であります石川先生より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○石川委員長 本日は、雪の中をお集まりいただきましてありがとうございます。

きょうが第5回の流域委員会でございますが、前回までに非常に活発に御討議をいただきましてかなり煮詰まってまいりました。先ほど所長さんがおっしゃられたように、今回は素案という形でまとまった一まとりの文書ができておりますが、さらに各委員の方たちから寄せられました意見をもとに、また細部については修正する余地がございます。ぜひまた御意見をちょうだいして成案にしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございました。

配付資料確認と議事の進行手順について

○司会 続きまして、本日の配付資料と議事の進行手順について説明させていただきます。

まず配付資料についてですが、お手元の資料をごらんください。

本日の議事次第と座席表が1枚ずつございまして、それからファイルにじた説明資料が1冊とA3カラーの南白亀川水系河川概要図（案）、河川情報図（案）が1枚ずつございます。

そのほかに、大村様より「小中川をきれいにするボランティア活動を通じての提言」というペーパーが1枚ございます。

ファイルの中には資料ー1から6と参考資料ー1から5をとじております、それぞれインデックスで分けて整理してございます。

もし資料に不足がございましたら事務局まで申し出てください。

特にございませんでしょうか。

続きまして、本日の議事進行の流れを説明させていただきます。お手元の議事次第をごらんください。

本日の委員会の議事は6つございまして、まず事務局から、議事の1つ目、規約改正について説明させていただきまして、御意見を伺った後、議事の2つ目、整備計画立案までのながれについて、3つ目、第4回委員会における意見の確認について説明させていただき、御意見をお伺いしたいと思います。次に議事の4つ目、河川整備計画（素案）の内容を説明させていただき、議事の5つ目、委員の皆様から事前にいただいた御意見に対する事務局の見解を説明させていただきます。その後皆様から御意見を伺いながら意見交換したいと考えております。

白子町町長の林様が到着しましたので、御紹介します。

○林委員 林でございます。おそくなりました。

○司会 最後に、議事の6つ目として、本河川整備計画の事業の費用対効果について説明させていただきます。

本日の議事進行の流れについては以上でございます。

では、これから議事の進行につきましては委員長の石川先生にお願いしたいと思います。石川先生、よろしくお願ひします。

議 事

(1) 規約改正について

○石川委員長 それでは、この議事次第の順番に進めたいと思います。

まず規約改正について御説明を事務局からお願ひします。

○関野長生地域整備センター調整課長 皆さん、おはようございます。事務局の長生地域整備センターの調整課長の関野と申します。よろしくどうぞお願いいいたします。

議事の1つ目の規約改正について御説明させていただきます。恐縮ですけれども、着席して説明いたしますのでよろしくお願いいいたします。

お手元の紙ファイルの資料ー1をお開き願いたいと思います。左側が現行でございまして、右側が改正案となってございます。

改正の主な目的でございますけれども、本流域委員会は今後とも継続して開催していくたいということで、河川整備計画の作成に当たって意見をいただくのみではなく、その事業が適正かつ効率的に執行されているということを確認していただきながら新たな災害の発生や社会情勢の変化など計画を見直す必要が生じた場合等に意見を伺おうという場にしたいと考えてございます。

それに基づきまして、第2条になりますけれども、第2条の内容についてそのような趣旨を明文化したものでございまして、また、本日の議事の6、事業費用対効果につきましては、本計画に基づく事業の投資効果、効率性の観点から説明をさせていただくものでございます。第2条に基づきましてそういうことを盛り込んで改正したいと考えてございます。

第3条の7項でございますけれども、委員会を継続することに伴い、委員の任期を今まで決めてございませんでしたけれども、任期を2年と規定させていただいたものでございます。

その他でございますけれども、千葉県の組織変更に伴いまして、名称の変更でございます。

また、この場をおかりしまして、委員会の公開について説明をさせていただきます。委員会は、提示した資料及び議事録については行政文書といたしまして一般に公開の対象となります。それにつきましては、委員会運営の透明性をより高めるために、今後の開催に当たっては、事前に市町村等の広報紙等を用いて広報を行いまして、傍聴の希望のある場合には認めていく方向で委員の皆様の御理解をお願い申し上げたいと思っております。

なお、組織改定に伴います内容につきましては、今まで千葉県土木部でございましたけれども、千葉県県土整備部というふうに改定になりました。

それから、6条の2でございますが、千葉県長生土木事務所が千葉県長生地域整備センターという名称の変更になってございます。

以上、規約の改正につきまして御質問等ございましたらお伺いいたしますのでよろしくお願いいいたします。

○石川委員長 ありがとうございます。

一番重要な変更点は、計画を立てるというだけではなくて、それを実施していく段階で

も皆さんのお意見を集約していきたいということで、継続をするという変更でございます。その他のことも含めまして何か御意見があるでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これを承認したということにさせていただきます。

○関野長生地域整備センター調整課長 ありがとうございました。

御承認いただいたということで、附則によりまして、本日、平成 17 年 3 月 4 日より本規約改正案を施行することといたしますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(2) 整備計画立案までのながれについて

(3) 第 4 回委員会における意見の確認

○石川委員長 それでは、次の議事ですが、2 番は、整備計画立案までのながれで、3 番が前回の委員会の意見の確認ということで、これはまとめて御説明いただけますか。お願ひいたします。

○関野長生地域整備センター調整課長 それでは、引き続きまして、事務局の方から御説明させていただきます。

お手元の紙ファイルの資料-2をお開き願いたいと思います。2-1 ページです。

こちらに「南白亀川水系河川整備計画 策定フローチャート」という見出しになってございます。1枚目の2-1 ページにこれまでの委員会の経緯と今後の整備計画の立案までの流れを整理してございます。

2枚目の2-2 ページには整備計画で定めなければならない項目について、今までの委員会においてどの項目について御審議いただいたかを示してございます。凡例に黒丸、白丸、三角印と記号をつけてございますので、そちらで1回、2回、3回、4回の協議事項をまとめてございます。2-2 ページを見ていただくとおわかりになりますけれども、前回の第 4 回委員会までに一通りの項目について説明させていただいて、皆さんから御意見をお伺いいたしましたので、これらの結果を踏まえて作成した本日のこれから説明します資料-4、南白亀川水系河川整備計画の素案の内容について後ほど御意見をいただいた上で、さらに修正を加えていきたいと考えてございます。この整備計画の修正案について、最後にもう 1 度次回の第 6 回委員会で委員の皆さんに内容を確認いただいた上で、平成

17年度中に河川整備計画を決定したいと考えてございます。

真ん中の少し黒く網かけしたところが本日の平成16年度の第5回流域委員会の協議事項の内容でございます。

そして、真ん中より下の方に平成17年度以降の予定というふうに資料ー2の方に記載させていただいております。

整備計画の立案のながれについての説明は以上でございます。

○石川委員長 それでは、引き続き前回の議論の確認をお願いできますか。

○関野長生地域整備センター調整課長 続きまして、議事の3番目でございますけれども、お手元の配付資料の資料ー3で、3ー1ページをお開き願いたいと思います。

第4回委員会における意見の確認について、お手元の資料ー3を使って説明させていただきます。

A3で2枚ものの表形式になっておりまして、左側半分に第4回委員会における意見を整理いたしました。そして、右側半分にそれらの意見に対する当日の事務局の回答については白丸印で記載、またその後、事務局で対応について検討して記載した事項につきましては黒いひし形で記載させていただいてございます。基本的にこれらの意見に対する対応については、後ほど説明する資料ー4、「南白亀川水系河川整備計画（素案）」の中で盛り込まれておりますので、詳細については議事の4の中で説明させていただきたいと思います。

それでは、資料ー3の内容について順次説明をさせていただきます。

第4回委員会における意見としては大きく3つございまして、1つは水質の問題、2つ目は生物の生育環境に関する問題でございます。そして、3つ目はその他、河川の周辺整備についてでございます。

まず1つ目の水質の問題に関しましては、主な意見として、近年南白亀川の水質が環境基準値を上回っており、その対策をどのように実行していくべきかということですが、これに関しては河川管理者だけではなく、流域市町村から流入する汚濁負荷の軽減対策が必要不可欠でございます。3ー1ページの右側の欄にも示しておりますとおり、今回参考資料ー1といたしまして、この紙ファイルの真ん中ぐらいの一番上に参考資料ー1という付せんが入れてございますけれども、流域市町村の排水処理計画に関する資料を添付しております。これによりますと、九十九里の下水道整備計画においても南白亀川の観音堂橋地点において将来的に環境基準B類型を満足するために必要な流域からの流入汚濁負荷の軽

減目標が設定されてございます。後ほど説明いたします資料－4、「南白亀川水系河川整備計画（素案）」の中で具体的な汚濁負荷の削減目標を記載しておりますので、詳細につきましてはそこで説明いたしますけれども、このように河川管理者だけではなくて、流城市町村の対策が主体となる事項については本流域委員会の本会議ではなく、流域委員会の1つの部会として位置づけました水質対策検討部会というようなものを今後組織いたしまして、流城市町村主体で運営していただく。そして、そこでの討議内容を本整備計画にフィードバックできるような体制を構築していきたいと考えてございます。

次に、動植物の生息・生育に関する意見でございます。3-2ページをお開き願いたいと思います。黒く網かけをしたところに（2）（3）（4）というふうにして見出しを付してございます。

1つは、内水面水産研究センターで行っております魚類調査結果を確認する旨の御指摘がありました。今回その資料につきまして、この紙ファイルの参考資料－2の方に内水面水産研究センターからいただきました資料を添付させていただきました。これによりますと、南白亀川では平成7年と12年に調査が行われております。それぞれ20種類程度の魚類が確認されております。また、当時の長生土木事務所が実施した調査結果と合わせますと、全体で41種類の魚類が確認されているところでございます。

また、鳥類の生息環境に関しては、川幅を広くして浅瀬をつくれないかというような御提案もございました。新しい環境をつくり出すことによって、本来の南白亀川の河川特性をゆがめてしまい、もともとの環境を損なうことにもなりかねませんので、その辺に關しまして、今現在の河川環境をできる限り保全するという方向で河川改修を行っていきたい旨、前回の委員会で事務局から御提案させていただきました。

あと、上流域は沿川の環境保護に関する質問もございましたが、これに関しては、さきの水質問題同様、流城市町村と共同で対策を考えていくべき問題であると認識しているところでございます。

最後に、その他河川の周辺整備について、遊歩道や桜並木等の御提案がございましたが、それらの御意見に関しましては、本日の5つ目の議事、流域委員会の個別意見に関する意見交換の中でいろいろ御意見をいただきたいと考えてございます。

以上が第4回の南白亀川流域委員会における意見の御説明でございます。

○石川委員長 ありがとうございました。

各委員からちようだいした意見を短くまとめておりますけれども、発言そのままの発言

は後ろの参考資料－3の議事録にございます。

まずそれぞれの発言について大体こういった趣旨であったかということでおろしゅうございましょうか。

それから、今回の対応ということは具体的にはまた後で御説明がありますが、その対応の方向などについて特に御意見はございませんでしょうか。

(4) 河川整備計画（素案）について

(5) 委員からの個別意見に関する意見交換

○石川委員長 それでは、引き続きまして、今回の議事のメインでございますが、河川整備計画の素案の御説明をお願いいたしますが、あわせて5番の議事ですね。各委員から意見をその後ちようだいしておりますので、これと対比する形で御説明いただくとわかりやすいかと思いますので、お願ひします。

○関野長生地域整備センター調整課長 それでは、事務局の方から(4)河川整備計画（素案）についてと(5)委員からの個別意見に関する意見交換、これについて御説明させていただきたいと思います。

お手元の紙ファイルの資料－4をお開き願いたいと思います。こちらに「二級河川南白亀川水系河川整備計画（素案）」の表紙があります。こちらを使って説明させていただきます。

まず表紙をめくっていただきますと、目次構成になってございます。目次をごらんいただきたいのですけれども、大きく3つの構成になってございます。第1章では南白亀川水系の現状と課題を整理いたしました。第2章では、それを踏まえた今後の河川整備の目標を設定し、そして第3章でその目標を実現するために、実際に実施していく施策について記載してございます。

次に、具体的にその内容について1章から御説明させていただきたいと思います。

1ページをお開き願いたいと思います。第1章、南白亀川水系の概要についてでございますけれども、まず1-1で流域と河川に概要について記載いたしました。1-2、1-4にかけて、治水と利水と環境の順で現状と課題を整理してございます。

まず1-1の流域の概要についてでございますが、流域と河川の諸元、季候、地形、地質、社会環境に関する概要を記載しております。

1-2の治水に関する現状と課題でございますけれども、こちらでは今までの河道改修の経緯と近年の洪水における浸水被害状況を記載させていただきました。

次に1ページめくっていただきまして、2ページをお開き願いたいと思います。2ページの上からちょっと下がったところでございますが、1-3、河川の利用に関する現状と課題。この中で南白亀川流域における水利用の歴史とかんがい排水事業のおかげで近年は渇水被害が生じていないという利水の現状について記載させていただきました。

次に1ページめくっていただきますと、3ページでございますが、1-4ということで河川環境に関する現状と課題。この中では南白亀川の水環境の特徴とそこに生息する主な生物の情報を記載させていただき、水質に関しましては、近年環境基準を満たしていないという実態について記載させていただきました。

次に4ページでございますけれども、4ページには二級河川南白亀川水系の流域全図を添付させていただきました。

第1章の南白亀川水系の概要については以上でございます。

次に、5ページをお開き願いたいと思います。河川整備計画の目標に関する事項について整理してございます。まず5ページは、2-1、河川整備計画の対象区間といたしまして、千葉県管理の二級河川の指定区間全域を対象とする旨記載してございます。

次の6ページですけれども、2-2、河川整備計画の対象期間といたしまして、治水効果の早期発現を目標にしまして河川整備計画の対象期間を20年間とすること。

また、その下の2-3、洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標につきましては、治水に関する目標として南白亀川流域の特性である水田の保水機能を生かしつつ、将来、市街化率の28%の土地利用に対して、近年最大の浸水被害を生じた平成8年9月の洪水と同程度の規模の洪水が生じた場合、浸水被害をおおむね解消できるような治水整備計画を行う旨の記載をさせていただいております。

1ページめくっていただきますと、7ページでございますけれども、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する目標でございますけれども、こちらについては利水と環境の目標を記載いたしました。

まず2-4-1、河川の利用に関する事項でございます。利水に関する目標を記載しております、両総用水の完成以後、現状では特に取水障害となるような渇水被害は生じていない。今後もこれらの水利用状況に関する情報の把握に努める旨記載するとともに、アオノリ養殖やイカダ上りに代表される空間利用の増進を図っていく旨記載いたしました。

また、流水の正常な機能を維持するために必要な流量につきましては、今後も定期的な流量観測を行い、検討していく旨記載させていただいております。

次に、2-4-2の項目でございますけれども、河川環境の整備と保全に関する事項でございます。こちらでは環境に関する目標について記載してございます。

河川管理者において、現況の南白亀川の水環境特性に応じた生物の生育環境に配慮した川づくりを行う旨記載いたしました。

そして、特に水質に関しましては、近年環境基準を満足していない状況であることから、流域市町村においても九十九里の下水道整備総合計画に定める汚濁負荷の軽減目標の実現に向けて対策を実施していく旨記載いたしました。

次の8ページから10ページについて御説明させていただきます。

8ページをお開き願いたいと思います。8ページから第3章、河川の整備の実施に関する事項ということで、第2章で定めました目標の実現に向けて具体的にどのような施策を行っていくのかを記載してございます。

まず3-1-1、河川工事の目的でございますけれども、治水だけではなく、利水、環境、こういうものにも配慮した河川整備を行っていくという今後の河川工事の大前提を明記させていただいております。

次に、3-1-2、河川工事の種類の項ですけれども、具体的なハード整備のメニューを抽出しております、南白亀川水系においては、築堤、河道掘削、河道の拡幅、これらのほかに堰の統廃合、そして洪水調節池の建設を行っていく旨を記載いたしました。

次に、3-1-3の項目でございますが、河川工事の施行の場所についてでございます。各河川ごとに具体的な工事の施行場所を記載するとともに、2ページ後ろの10ページをお開き願いたいと思います。こちらにその内容について平面図でございますけれども、河川工事について整理させていただきました。

次、1枚めくっていただきまして、11ページから13ページにかけて御説明させていただきたいと思います。

11ページですけれども、3-1-4、河川工事により設置された河川管理施設の機能の概要といたしまして、前述の河川工事により設置された河道、洪水調節池、河川工作物の機能について解説させていただきました。

さらに、12ページになりますけれども、高水処理計画の高水流量配分図を記載してございます。

次のページでは具体的な河道整備のイメージ図を横断図、河川断面図を作成いたしまして記載してございます。代表断面等を記載してございますので、御確認していただければと思います。

次に、14 ページをお開き願いたいと思います。こちらの章は河川の維持の目的、種類及び施行の場所について記載してございます。

まず目的といたしましては、河川施設が本来の機能を常に発揮できるように適切な維持管理行為を実施していくことであり、具体的な維持管理行為の種類については、下流部での土砂の浚渫や河道内の除草を必要に応じて実施していくことや、定期的に堤防、護岸の点検を行い、特に水防上、重要な箇所については重点的な点検を行っていき、必要に応じて補修工事を実施していくことを記載させていただいております。

次に、15 ページをお開き願いたいと思います。15 ページにつきましては河川の整備を総合的に行うための重要な事項ということで記載させていただきました。

まず治水についてですけれども、現況の南白亀川に有する水田の保水機能ができるだけ保全できるような土地利用規制や、いざ洪水が発生した場合の洪水情報や避難情報の伝達、広報の手段について記載させていただいております。

利水につきましては、異常渇水時における関係機関との調整のあり方について記載いたしました。

また、環境に関しましては、特に問題となっている水質については、各市町村において汚濁負荷の軽減対策を実施していく旨を記載するとともに、堤防の除草やごみ対策等、河川利用者のマナーの啓発についてはどのような活動をしていくのか記載しております。

なお、参考資料－5になりますけれども、各市町村さんからいただいた市民団体の一覧表を添付してございますので、参考までに御確認願いたいと思います。

議事4の河川整備計画の素案につきまして、概要の説明は以上でございます。

引き続きまして、議事5の流域委員会の個別意見に関する意見交換について説明させていただきます。

お手元の資料－5、流域委員会からの個別の意見という表が5－1ページにございますのでごらんください。その少し後ろ、5－3ページ以降に事前に委員の皆様方から送っていただいた実物の書面を添付しております、頭の2枚、5－1、5－2ページのA3の表にそれらの意見の要旨を一番左側の欄に、それに対する事務局の見解を真ん中の欄に整理させていただいております。

それでは、A 3 の資料の 5 – 1 ページを説明させていただきたいと思います。

事前にいただいた 4 名の委員の皆様方の御意見とそれに対する事務局の見解については 5 – 1 ページ、5 – 2 ページを使ってまとめて説明いたしますけれども、資料 – 4 の南白亀川水系の河川整備計画の素案のどこに、どのような表現で記載したかという記述もしてございますので、特に一番右側の欄については御説明いたしませんが、参考にしていただければと思います。

まず最初の長島委員からの御意見でございます。

護岸の補修工事のほか、ごみ対策に関する啓発や河口部の維持浚渫等、維持管理や地域連携に関する意見をいただいてございます。

護岸の補修工事に関しては、現在は水防時に被災状況の点検をしているほか、草刈り業者に草刈りとあわせて点検をしてもらうようにお願いしておりますが、特に水防上重要な下流部の築堤区間につきましては今後重点的に巡回を実施し、必要に応じて補修を行っていきたいと考えてございます。

次にごみ問題に関してですけれども、後に出てくる水質問題と同様ですが、河川管理者だけではなく、流城市町村と共同して対策を考えていくべき事項であると思われますので、今後どのようなスタイルで対策を協議していくのか、ぜひ皆さんの御意見をお聞かせいただいて、御議論させていただければと考えてございます。

また、維持浚渫に関しては、現在も浚渫範囲や時期について関係機関、関係者と事前協議の上、行っておりますので、引き続きこれらについてはそのように関係者と協議をしながら進めていきたいと考えてございます。

もう 1 点、長島委員からは水質問題について意見をいただいております。さきのごみ問題もそうですけれども、流城市町村を含めた地域の課題と認識してございまして、これに関しましては提案でございますが、流域委員会の本会議ではなくて、内部組織といたしまして、市町村の方で主体になっていただいた中で、部会というようなものを位置づけて、その中で対策を議論していただき、その結果を流域委員会にフィードバックしていきたい。そんな形がとれないかと考えておりますので、また御検討願いたいと思います。

次の 2 人目の意見でございますけれども、無記名でございましたが、治水整備の推進と河川利用者のマナーに関する意見をいただいてございます。

まず治水整備については、本整備計画に位置づけているとおり、今後 20 年間という期間内で整備を進める予定でありますので、赤目川の上流の調節池についても下流の河道整

備の進捗にあわせて実施していく予定でございます。

また、河川利用者のマナーに関する問題でございますけれども、先ほどの長島委員からの御指摘と同様、地域の問題と考えておりますので、先ほど御提案申しましたけれども、流域委員会の中ではなくて、内部の別機関の部会の中で対策を議論していかればと、そのようにやっていったらどうかというふうに考えてございます。

1ページめくっていただきますと、3番目の意見でございますけれども、富谷委員と、4番目の宮本委員からは生物の生育環境に関する御意見をいただいてございます。

まず富谷委員からは、鳥類の生育環境の保全に関する御意見をいただいておりますが、河川沿川において年間を通しての湿田の確保等につきましては、耕作者の理解と協力が必要な項目でありますので、これに関してもきょうこの場で皆さんの御意見をいただき、その方向性について御議論していただければと考えております。

また、これにつきましては、今後の事業の実施段階の中で関係機関と、また市町村と検討を行っていくことも必要かと考えてございます。

次の宮本委員からの1つ目の御提案もおおむね富谷委員と同じでございまして、水生植物の貴重な生育場である河川沿川の小川や水路、池沼の保全対策を考えてほしいという意見でございます。これに関しましては、さきの富谷委員からの御指摘同様、皆さんからの御意見を聞かせていただければと考えてございますので、よろしくお願ひします。

また、宮本委員からは環境に配慮した河川整備に関する意見もいただいておりますが、これに関しましては、基本的に御指摘のとおり、河道に関しては土羽護岸にするほか、調節池の整備に関しましても地元からの要望に応じてビオトープ整備等の計画も検討していきたいというふうに考えてございます。

委員からの個別意見の内容について対応等について御説明させていただきました。

以上でございます。

○石川委員長 ありがとうございました。

それでは、計画の素案について議論をしたいと思いますが、その後の各委員からの個別意見の対応も含めまして、どこからでも結構でございます。御意見をちょうだいしたいと思います。

○大村委員 長島委員が提起されていますごみを捨てさせない啓蒙活動というふうなことに関して、私もこの意見書を出すのがおくれてしましましたのですけれど、やはり罰則等を設けるような厳しさをもって臨まなければ、これはもうだめじゃないかと思ってい

ますので、ここでの提言といいますか、まとめになるのかどうかわかりませんのですけれども、せひととも、きょうは行政の皆さんもいらしていますので、その点も、記述するか否かは別にして、必要かと思います。それが1つです。

もう1つは、同じく、今度は水質浄化の問題なんですけれども、ここでは浄化実験の推進と試行というのがせっかく提起されていますので、こういったことに関しましても、私の意見としてもきょう提起しているのですけれども、今全国的にもそちこちで実績のあるEMという有効微生物を使うようなこともせひとも試みる必要があるのではないかなど。九十九里海岸の環境と観光と一緒にこれからやっていくという、まさに将来の計画がなっていますので、しかし、極めて厳しい今の県、地方の財政の中で具体的によくしていくというふうなことの手法としてこれはいいのではないかなと思います。

以上でございます。

○石川委員長 2点御指摘いただきましたが、ごみ投棄の対策についてはほかの委員の方からも既に意見をちょうだいしております。河川整備計画の中でどういうふうに書くかという方針につきまして先に私から申し上げておきたいと思いますが、いわゆる河川整備方針という、これは大目的みたいなのが別にありますと、それを見て、ここで河川整備計画を今後20年ぐらいの間にやることという定義のもとにある程度具体的に書いています。ただし、どこまで詳細に書くかというのはまた別の問題としてあって、それぞれの事業なり工事なりを計画する段階でまたさらに具体的に記述されるべきこともございます。

ごみ投棄の問題は、方針としてまず明確に言えますことは、河川行政の問題というよりは地域の問題で、地域の問題も含めて実は河川整備計画が方針として明確に打ち出さないと、その後、対応ができないですから、基本的なところは書きます。

あと、罰則というような具体的なところまでここに書くかというと、それは多分さらにはこの地域の市町村なり、関係の方たちの議論の中でまた考えていかれるべきことだと思いますが、しかし、ある程度そういった可能性もあるのだというような議論がここでなされることは今後地域で話し合いをしていく上で非常に有用だと思います。それも含めまして、ごみ投棄の問題につきましてまずほかの委員の方たちから御意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○富谷委員 私も意見で書くのを忘れてしまったのですが、実は釣りをやる方の釣り糸、釣り針、極端な場合はえさをつけたまま釣り針を捨てられるということで、野鳥に対する影響がかなりありますと、あちこちで問題になっております。それで日本鳥類保護連盟な

どで会全体を挙げて調査などもやっておりますが、本当に野生生物に対する影響もかなり多いので、必ずしも人間だけではない話だということをここでもう1度つけ加えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○石川委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○大村委員 今我々は二級河川を対象としてやっているわけですけれども、そのさらに源流のところが各町村の水利というか、管理がありまして、さらに言えば水源地帯ですね。こういうものも下流の水質に大きく影響を与えていたりするわけですから、そこらあたりの南白亀川流域委員会として、中流とか下流の周辺だけではなくて、一番の上流の関係についても何らかの記述をしていただけたらいいのかなと思います。

以上で、また後でお願いしたいと思います。

○石川委員長 今お話しになられた上流域について具体的にはどういった事業をするとか、それは明らかに対象外になるわけですが、この記述の中で、例えば今のごみ投棄の問題などは当然河川沿いだけではなくて、上流域も含めた1つの考え方のもとに記述をもし可能であればやることはもちろん可能ですよね。それから、排水の問題などもそうです。その辺は、ここは流域委員会ですから、流域という視野で一応そういう項目も考えているのだということがわかるような記述ができる場所がありましたらお願いしたいと思います。

それでは、ごみの投棄の問題は既に書かれたものや意見も提出されておりますので、次に水質の話ですが、これも地域の対応ということが問題になるわけですけれども、しばらく景気がいい時代は何の対策も皆国や県がやればいいという、むしろ陳情で物事が進んでいたわけですが、今後はやはり本来の姿ですね。地域がその川をどういうふうに取り扱っていくかということが多分非常に流域ごとに大きな違いとなってあらわれるんだろうと思います。つまり自分らでちゃんとやっているか、やっていないかが目に見えた差となって現れてくる時代がもうすぐ来るだろうと思います。この川はこんなにひどい水質で、それは要するに流域の方たちがだらしがないんだねというような見方ですね。そういう時代が来ると思います。それに対しての対応というのは、先ほど事務局の方から御説明がありましたように、まず地域でそれなりの方針を立てて、浄化の計画を具体的につくっていくということが必要になろうかと思います。

それから、その中でいろいろ考えられることを試していくということがまた必要になりますが、大村さんからはEM菌というかなり具体的な項目が挙がっておりますが、どうし

ましょうかね。EM菌という段階になると、なかなかここでは議論しにくいということがありますが、今後地域の中で部会というのがつくられて、そこで議論された結果がまた流域委員会に上がってきて議論できるということですので、そこでまた1つの検討項目とすることは可能だと思います。

ただ私の個人的な意見として申し上げますと、外からいろんなものを持ち込んでくるというのは、実はほかにいろんな危険性がありますね。よく生物、生態系の問題で、外来種というのがやり玉に上がることがあります。本来ある空間の中での作用のもとに成立する自然環境の中にどこまで外のものを入れるかということですね。EM菌はそういったものを自然環境中に既に入れている例もありますが、まだ効果とか弊害とか必ずしも明確に実証されておりませんから、今後のそういう調査研究の成果を見ながらまたこの流域の中で考えていくことになるだろうと思います。

それでは、この整備計画素案の別の場所でも結構でございます。どんどん意見をお願いしたいと思います。

○林委員 手を挙げるタイミングを失ってしまいましたけれども、最初で出ましたごみの投棄に対する罰則の問題ですけれども、非常にこれは難しい課題でありまして、罰則をしたら効果が上がるのかということが1つ、あるいは今のまま、単に啓蒙、啓発的なものだけでいいのかということでまた考えてしまうのですけれども、たばこのポイ捨てなど、東京都の何区とか、罰則規定を設けてやっているのですけれど、実際そういうものの効果というのがどの程度——最初は話題になりましたけれども、上がっているのか。私も今正直悩んでいるところなんですよね。それで、川から海に流れ出て、海岸に寄せられるごみの量というのは、これは半端じゃない量が出てくるんですね。みんなこれはいいかげんな投棄、道路に捨てたものまでが結局は川へ出て、流れて、海に寄せられる。私ども町では相当の金をかけてそれをやっているわけですね。そういうことを考えたときに、一面では罰則も必要かなというふうな気がするのですけれども、じゃ、だれがどんなふうに取り締まって、本当に効果が出てくるのかなという疑問、そこがありますので、その辺、もしここに出席の皆さんの中で具体的に、ほかの事例でもそういう効果が上がっているのかどうか、あつたらお聞かせいただければと思います。

○石川委員長 いかがでしょうか。

ごみの投棄の問題、具体的に考えた場合、非常に重要な問題なんですね。

先ほどの個別の意見の中でごみの投棄の問題を挙げていらっしゃった長島さん、ここに

まとめられている以外に何かお考えがございますか。

○長島（幸）委員 つたない私の意見を取り上げていただいたこと、大変ありがとうございます。その中の1つにごみの問題も自分なりの、ない頭を使って考えた私見を述べさせていただきましたが、今の林委員さんからの発言については、ちょっとよくわからぬ。何か公共の機関がやってもらえたらいとうように思うぐらいのものなんですがね。

そのことについては今申し上げることははないのですが、その前に大村委員さの方からEMのことについて提言がございました。議長先生の方からもその問題が出ましたが、そのことについてちょっと申し上げていいでしょうか。

前のごみの問題は私はそれ以外のことは考えられないということで、EMについて。

EM菌が大変汚れをきれいにするというようなことを皆さんだれも聞いていると思いますが、私もいろいろ読ませてもらったり、聞いたりして、いいなとは思うんですよ。ただし、物理的に何かごみというか、汚れを除去するというようなことでしたら何の害もない。ただ、きれいになっただけがいいということになるのですけれども、そういうバクテリアを使うとなると、私はそういう知識がないですから、それからどうなるのかということ、大変気になります。今、先生もよそから何かを持ってくるというのには問題があるということをおっしゃってくださいましたが、そこで確かにいいものようです。ですから、それによって大変成功しているという例も全国にはたくさんあるわけですね、そういうふうに書かれたものが。

実は私はノリ屋なんですがね。ノリ屋って、アオノリの生産の方に携わっている1人なんですけれども、確かに透明度はそれでよくなつたけれども、きれいなんだけれども、そこに何か目に見えない何か毒素のようなもの——わからないですけれど、ようなものが発生するのか。それがアオノリの芽つきだとか、成長だとかにどんな影響を及ぼすのだろうか。あるいはEM菌によってヘドロや何かが分解されてきれいになつたけれども、そこに発生する二次的な何かが——ないとは思うんですけどね。そういうようなことが、取り越し苦労かとは思いますが、気にはなるんですよ。大いに気になります。

そこで、そういう実験をしてみて、これはいいんだということになると、それからやつても遅くないのではないかと。それも川下の方の広いところにEM菌をざぶざぶといいますか、まくというようなことになると、これはまた費用の面とかいろんなことで別の問題が起こると思いますが、EM菌を使うなら、やはり大もと、例えば大網白里町の下水道とか、そういうようなところでも、もとをきれいにしちゃって流す。だけど、それが川下へ